

江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2の規定に基づき、移動等円滑化促進方針の策定を行うため、同法第24条の4に規定する江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を江戸川区長（以下「区長」という。）に報告する。

移動等円滑化促進方針の策定に関すること。

移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関すること。

その他バリアフリーの推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者

障害を有するアスリート

障害者団体等を代表する者

商業団体を代表する者

関係行政機関の職員

施設設置管理者

公安委員会の職員

江戸川区の職員

前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び前条第2項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。

(報償)

第8条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局をSDGs推進部共生社会推進課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。